

告 示

埼玉県告示第千三百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本バレエアカデミーバレエ団

三 代表者の氏名

西田 賀成

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市岩岡町二百八十一番地十一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、我が国における、古典とコンテンポラリーの薫り高き芸術の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめ、幅広く国内の希望者を募り芸術作品を創造すると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、我が国における、古典とコンテンポラリーの薫り高き芸術の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめ、幅広く国内の希望者を募り芸術作品を創造すると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、また、バレエを通じて地域住民の健康増進を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。